

づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第606号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上村21の41から21の44まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第607号

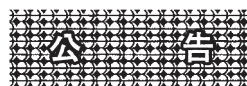
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市美麻字城ノ裏12189の2、12189の4、12189の6、12189の8、12189の10、字城ノ越12190の3、12190の5から12190の10まで、字城下13572の5、13572の21、13572の24、13572の26、13572の39、13572の53から13572の55まで、13572の61、13572の73
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おしゃべりサラダ
- 3 代表者の氏名
松村 由美子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市滝の沢6990番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもと子育て家庭及び地域社会に対して、共に学び、支え育ちあうことを目指した事業を行い、地域のつながりの中で、親子が健やかに生き生きと生活でき、それぞれが認め合い、共存・循環し続ける子育て環境づくり、まちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人祭り街道の里ドリーム新野
- 3 代表者の氏名
伊東 直幸
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡阿南町新野524番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、祭り街道を介して里山と都市との交流拡大を目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ長野中央店
長野市平林1-344ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,105平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 207台
 - (2) 駐輪場の収容台数 60台
 - (3) 荷さばき施設の面積 36平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 74立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 年間5日以内 午前8時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで 年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 5か所 出口 5か所 合計10か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成27年11月20日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成27年12月21日から平成28年4月21日まで

- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルプラザショッピングセンター
上田市中丸子1647-7 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲1-2-1
- 3 変更事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	5台	8台
2	28台	15台
3	—	10台
合計	33台	33台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (2) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	3立方メートル	3立方メートル
2	46立方メートル	46立方メートル
合計	49立方メートル	49立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更年月日
平成28年7月27日
- 5 届出年月日
平成27年11月26日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成27年12月21日から平成28年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央ショッピングセンター

東御市大字田中宇城ノ前705-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成28年2月16日

5 届出年月日

平成27年11月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年12月21日から平成28年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ丸子店

上田市上丸子331-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭和建物株式会社

長野市大字高田中村259-2

3 変更事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

4 変更年月日

平成28年2月16日

5 届出年月日

平成27年11月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年12月21日から平成28年4月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成27年2月6日から11月9日までの間に345機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成27年12月21日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 西沢昭子
同 清沢英男

平成27年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに平成27年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等にとりて適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

平成26年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象345機関（一般会計・特別会計339機関、企業特別会計6機関）について、平成27年2月6日から11月9日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計の実施機関339機関のうち、151機関については実地監査を、188機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	81	79	2
現地機関	258	72	186
計	339	151	188

(2) 企業特別会計の実施機関6機関のうち、2機関については実地監査を、4機関については書面監査を実施しました。

区分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本庁	1	1	0
現地機関	5	1	4
計	6	2	4

(3) 工事等監査については、上記(1)及び(2)の実施機関345機関のうち、工事実施機関である環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち35機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,073件、契約金額で727億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.4%、抽出金額率：42.7%）。実施機関の一覧は、別表（*印箇所）のとおりです。

区分	全体箇所		うち監査実施箇所	
	件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
工事	8,266	1,384.0	686	567.4
委託	4,437	318.1	387	159.9
計	12,703	1,702.1	1,073	727.3
抽出率（%）	—	—	8.4	42.7

(4) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(5) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(6) 重点監査は、テーマを「不用品売却の状況について」及び「トンネル照明施設について」として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、一般会計・特別会計において、指摘事項4件、指導事項が29件、検討事項が1件ありました。また、企業特別会計におい

ては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

(単位：件)

区 分	一般会計・特別会計			
	指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	計
収 入 事 務	2	6		8
契 約 事 務		9		9
支 出 事 務		13		13
補 助 金 事 務	2	1		3
財 産 管 理 事 務			1	1
計	4	29	1	34

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

(注) 表中の【工事等監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

一般会計・特別会計

指 摘 事 項

分 類	指 摘 事 項 (分 類 コ ー ド)	機 関 名
収入事務 2件	1 調定の時期が適切でないもの (124)	
	収入に関する事務において、前年度及び前々年度の監査で指導したにもかかわらず、定められた期日までの処理がなされていなかった。 ・北部事務所の継続分の行政財産使用料 (360円) について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、6月9日に調定を行い、納期を6月27日としていた (平成26年度において指導事項)。 ・本所の継続分の道路占用料 (9,565,189円) 及び河川占用料 (5,561,283円) について、本来ならば4月30日までに徴収すべきところ、4月30日 (河川)、5月1日 (道路) に調定を行い、納期を5月23日としていた (平成25年度において指導事項)。	佐久建設事務所
	2 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)	
	本所の道路占用及び河川占用について、平成24年度及び25年度において処理すべき許可事務を、平成26年度になって行ったため、徴収すべき占用料350,000円程度が徴収できなかった。	佐久建設事務所
補助金事務 2件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの (430)	
	(1) 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金において、農業者が借入金を繰上償還した後も、十分な確認をしないまま利子助成金を交付していた (いわゆる「過交付」)。過交付した補助金のうち、4件348,466円については、消滅時効により回収不能となった。 ・上伊那地方事務所農政課 (3件319,936円、過交付期間 平成16～25年度) ・松本地方事務所農政課 (1件 28,530円、過交付期間 平成20～26年度)	上伊那地方事務所農政課 松本地方事務所農政課
	(2) 造林関係補助事業において、平成19年度から25年度までの長期間にわたり、財務関係法令を逸脱した不適正な補助金交付事務が行われていた。	北安曇地方事務所林務課

指 導 事 項

分 類	指 導 事 項 (分 類 コ ー ド)	機 関 名
収入事務 6件	1 使用料の算定を誤っていたもの (121)	
	駐車場に係る行政財産目的外使用許可において、使用料の額は土地の評価額に100分の6.48を乗じて算定すべきところ、100分の6を乗じて算定したため、354円の徴収不足が生じた。	障がい者支援課
	2 調定の時期が適切でないもの (124)	
	(1) 行政財産目的外使用許可に伴う管理経費については、原則として毎月調定のうえ徴収すべきところ、松本旭町庁舎の使用許可に係る平成26年4月分から27年3月分までの管理経費合計3,846,708円を年度末に一括調定し、徴収していた。	こども・家庭課
	(2) 行政財産目的外使用許可の土地、建物 (8件) について、使用許可が継続の場合の次年度以降の使用料は4月30日までに徴収すべきところ、5月中に行っていた。	北信地方事務所建築課
	3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの (130)	
	(1) 道路占用料について、督促状を発付すべき滞納者に対して発付していなかった。	諏訪建設事務所
	(2) 道路占用料の延滞金を徴するに当たり、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて得た額とすべきところ、年114.5パーセントを乗じて得た金額を徴していた。 (1件、過徴収額 1,000円)	木曾建設事務所
(3) 急傾斜地崩壊対策事業について、市町村から工事公告前に負担金を徴収すべきところ、年度末までその徴収を怠っていた。	木曾建設事務所	

契約事務 9件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの (240)	
	(1) 書道室黒板等修繕工事において、本来であれば、別途需用費で購入すべき生徒椅子を、黒板の修繕に併せて工事請負費で発注したため、生徒椅子の購入についても諸経費(一般管理費、現場管理費)がかかり、割高になっていた。	丸子修学館高等学校
	(2) 万郡第二職員宿舎室内改修工事の予定価格算定において、一部の部材を誤って積算していたため、取引の実例価格に基づく予定価格となっていなかった。	木曽地方事務所 地域政策課
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの (250)	
	(1) 橋梁補修の設計業務委託の発注に際し、長野県建設工事請負人等選定委員会による審議を行っていなかった。 ・自然公園施設等整備事業 松本市上高地 契約額 334,800円 【工事等監査】	自然保護課
	(2) 職員宿舎改修工事の実施設業務委託の発注に際し、長野県警察建設工事請負人等選定委員会(所委員会)の審議を行っていなかった。 ・玉川職員宿舎A屋根外壁等改修工事施設設計業務 契約額 600,480円	茅野警察署
	3 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの (260)	
	ひとり親家庭就業支援講習会委託事業において、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、1者の見積りにより業者を決定していた。	こども・家庭課
	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの (270)	
	(1) 委託の増額変更契約に係る契約保証金について、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。また、建設工事に係る契約保証金について、本来ならば徴収すべきところ、これを免除していた。 ・当初契約時には、契約保証金免除申請書の提出があり、これにより過去2年間の実績を確認し免除したが、増額変更時には、免除申請書の提出がなかったにもかかわらず免除していた。 平成26年度復旧治山火山地域委託 増額変更契約 当初契約額： 973,080円 変更後契約額：1,101,600円 契約保証金の額：12,852円	長野地方事務所 林務課
	・契約人に、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行した実績がなかったにもかかわらず、財務規則第143条第3号の規定により契約保証金を免除していた。 保健室冷房設置事業 契約額：1,674,000円 契約保証金の額：167,400円	明科高等学校
	(2) 地下オイルタンク改修工事(1,026,000円)は、当初、本館地下オイルタンクについて、法令に基づく改修を行うものであったが、契約後に、当該タンクは法令に違反していないことが判明し、緊急の改修が不要となったため、急きょ、工事名、工事場所等の変更契約を行い、本来、別契約で行うべき法令に基づく改修が必要な他のオイルタンクの改修工事を行っていた。	林業総合センター
	(3) 生徒通用門の修繕について、見積書を徴取し、契約方法により修繕を行うべきところ、同日付けで既存生徒通用門撤去(50,760円)と生徒通用門改修(298,080円)に分けて、請求方法により修繕を行っていた。	大町北高等学校
	(4) 大町警察署トイレ改修工事において、予定価格をよく確認しなかったため、予定価格を超えた金額で契約していた。	大町警察署
	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
	教育業務連絡指導手当について、出勤日でない日を支給の対象としたため、3件300円の過払いとなった。	伊那養護学校

支出事務 13件	2 旅費の返納又は追給を要するもの (321)	
	(1) 職員に対する旅費について、重複して支給していたため、13件17,500円の過払いとなった。 ・上伊那地方事務所商工観光課 (1件 3,180円) ・須坂園芸高等学校 (2件 2,400円) ・上田高等学校 (5件 7,360円) ・箕輪進修高等学校 (3件 3,450円) ・高遠高等学校 (2件 1,110円)	上伊那地方事務所商工観光課 須坂園芸高等学校 上田高等学校 箕輪進修高等学校 高遠高等学校
	(2) 職員に対する旅費に関して、住居から勤務地への通勤経路と重複する経路について、通勤手当相殺の調整を行わずに支給していたため、1件270円の過払いとなった。	上田建設事務所
	3 工事請負費の執行が適切でないもの (331)	
	(1) 地すべり対策事業の地下水排除工として行っている横ボーリング工事に関して、地方事務所農地整備課の一部工事において、施工箇所周辺の地下水位等の観測が行われておらず、工事の効果が判定できない状態となっていた。 補足説明 地下水排除工は地下水位を低下させることにより地すべり土塊の滑動を抑制するもので、現場ごとに地すべり解析を行い目標とする水位低下量を定め、工事による水位低下量をその都度確認しながら、次の工事の方針(工事の要・不要の判断や、どの位置を施工するかなど)を決定していく。 <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p>	農地整備課
	(2) 参加希望型競争入札で発注された工事の下請負契約が、発注者への下請負人通知書のみで行われており、公告で定めた下請負協議書による協議がなされていなかった。 <p style="text-align: right;">【工事等監査】</p>	下伊那地方事務所農地整備課
	4 委託費の執行が適切でないもの (341)	
	変更契約をせずに、委託契約額を超える額を追加で支出していた。 ・バイリンガル日本語指導者育成講座業務委託 契約額：459,086円 支出額：当初 459,086円 追加 743円 合計 459,829円	国際課
	5 事前審査に関する事務処理が適切でないもの (384)	
	(1) 補助金について、財務規則第64条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・地域少子化対策強化補助事業補助金 交付決定額 10,008,000円(交付決定時)	次世代サポート課
	(2) 工事請負費について、財務規則第65条の規定による出納機関の事前審査を受けていなかった。 ・上田リサーチパーク食品工場除却工事 当初契約額 51,732,000円(事前審査済) 増額変更契約 3,346,920円(契約変更時事前審査未了)	産業立地・経営支援課
	6 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの (385)	
	100万円以上の備品購入の給付完了検査で、検査調書を作成していなかった。	諏訪建設事務所
7 その他支出に関する事務処理が適切でないもの (386)		
(1) 青年の家・少年自然の家施設の管理運営に関する指定管理の基本協定書において、指定管理料は四半期ごとに分けて、各期の終了後10日以内に請求し、県はこれを支払うことになっていたが、各期首に支払っていた(総額：111,086千円)。(4所)	文化財・生涯学習課	
(2) 青年の家・少年自然の家施設の管理運営に関する指定管理において、基本協定書で定めている修繕費の精算の確認と、剰余金についての確認がなされていなかった。(4所)	文化財・生涯学習課	

	(3) 医療ガス設備定期保守点検業務に係る委託料(486,000円)について、支払日に関する約定がない場合には、相手方が支払請求をした日から15日以内の日に支払わなければならないところ、19日後に支払っていた。	総合リハビリテーションセンター
	(4) 橋梁工事において、橋梁添架物の添架位置を橋台完成後に変更したことにより、橋台の構造を見直すための再設計及び再工事が必要となり、これらにかかる経費(設計:993,600円、工事:2,862,000円)が生じていた。 【工事等監査】	佐久建設事務所
補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの(430)	
	在ブラジル長野県人会運営費補助金について、交付決定時に行うべき支出負担行為を補助金請求時に行っていた。	国際課

検 討 事 項

分 類	検 討 事 項 (分 類 コ ー ド)	機 関 名
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの(540)	
	給食等調理業務委託に伴う厨房施設の貸付け 総合リハビリテーションセンターでは、給食等調理業務を外部に委託する際、受託者との間で地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けにより厨房施設の貸付契約を締結しています。 しかしながら、給食等調理業務委託における厨房の使用のように、県の本来業務の委託において受託者が委託業務の遂行のために行政財産を使用するような場合に行政財産の貸付け制度を適用することは、制度の趣旨にそぐわないものと考えられるため、ことさら貸付契約を締結するのではなく、業務委託契約の中で受託者の行政財産の使用や使用上の注意義務、原状回復義務、賠償責任等の規定を設けておけば足りるものと考えます。 については、貸付契約の可否を検討し、所要の措置を講じるようにしてください。	総合リハビリテーションセンター

企業特別会計

指摘事項等はありませんでした。

定期監査の指摘事項等の件数

指摘事項等を事項別に整理すると、次のとおりとなります。

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に努力を要するもの								
(121) 使用料の算定を誤っていたもの		1		1				
(122) 貸付料の算定を誤っていたもの								
(123) 管理経費の算定を誤っていたもの								
(124) 調定の時期が適切でないもの	1	2		3				
(125) その他調定等に関する事務処理が適切でないもの								
(130) その他収入に関する事務処理が適切でないもの	1	3		4				
小計	2	6	0	8	0	0	0	0
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書が作成されていないもの								
(220) 契約書等の記載内容に不備があるもの								
(230) 随意契約の理由等が適切でないもの								
(240) 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
(260) 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(270) その他契約に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	0	9	0	9	0	0	0	0
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		1		1				
(312) その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		2		2				
(322) その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの								
(331) 工事請負費の執行が適切でないもの		2		2				
(341) 委託費の執行が適切でないもの		1		1				
(351) 役務費、使用料の執行が適切でないもの								
(361) 備品購入費の執行が適切でないもの								
(371) 需用費の執行が適切でないもの								
(381) 予算執行が効率的・計画的でないもの								
(382) 支出科目が適切でないもの								
(383) 支出負担行為の時期が適切でないもの								
(384) 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
(385) 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
(386) その他支出に関する事務処理が適切でないもの		4		4				
小計	0	13	0	13	0	0	0	0
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理が適切でないもの								
(420) 実績報告書の提出が遅いもの								
(430) その他補助金に関する事務処理が適切でないもの	2	1		3				
小計	2	1	0	3	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの								
(530) 財産の有効利用等の努力を要するもの								
(540) その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの			1	1				
小計	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	4	29	1	34	0	0	0	0

第3 重点監査

テーマ1：不用品売却の状況について

1 監査目的

平成26年度の定期監査において、不用となったボイラーの中の灯油を廃棄物とせず売却して収入を得た事例がありました。これは、不用品を、費用を負担して廃棄物として処分するのではなく、有価物として売却して収入を得る取組であり、厳しい財政状況の中で行政改革に取り組む本県においては、この取組のように、支出を削減し収入を増加させることが大切であると考えます。

これを踏まえ、不用品の売却手続等が財務規則等に照らして適正であるか点検をするとともに、収入確保のための地道な取組の事例を収集して情報提供することにより、今後の業務改善や経費削減に資することを目的として、重点監査を実施しました。

2 監査対象

(1) 対象機関

平成26年度において、不用品売払収入があった機関及び物品管理システムにより不用決定（処分）決議のうえ不用品を廃棄物として処分した機関

(2) 監査の視点（着眼点）

ア 売却等の手続は、財務規則等にのっとって適切に行われているか。

イ より高い金額で売却するための工夫はされているか。

ウ 他の機関の推奨事例となるような取組はあるか。

エ 不用品を売却することにインセンティブが働く仕組みはあるか。

オ 売却マニュアル等、業務の標準化が図られ、初任者など誰でも平易に事務が可能であるか。

3 監査結果

(1) 概況

該当ありとして回答があったのは179の機関で、その内訳は、本庁が21、現地機関が158となっています（表-1）（地方事務所は企画振興部の現地機関とし、地方事務所の各課はそれぞれ独立した機関として集計。以下同じ。）。部局別に見ると、教育委員会が60で最も多く、次いで企画振興部の27、公安委員会の22などとなっています（表-2）。

売却・処分別の内訳では、売却のみが37、処分のみが112、売却と処分の両方が30となっています（表-3）。

(2) 売却の状況

ア 概要

平成26年度中に売却した不用品は、234点、売却金額は18,882,451円に上ります（表-4）。売却金額を分類別に見ると、溶融飛灰等が5,719,890円で最も多く、次いで機械器具類の4,518,091円、車船類の4,063,987円、古紙の2,280,048円、金属くずの1,233,615円などとなっています。

イ 主な分類ごとの状況

溶融飛灰等は、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場において汚泥処理の過程で発生する溶融飛灰や煙道スラグなどで、流入下水中の金が処理の過程で濃縮されており、金相場の変動により市場性が生じたことから、平成20年度から有価物として売却しているものです。

機械器具類は、試験研究機関において耐

表-1 回答状況

(本庁・現地機関別)

区 分	機 関 数
本 庁	21
現 地 機 関	158
計	179

表-2 回答状況

(部局別内訳)

部 局	機 関 数
危機管理部	1
企画振興部	27
総 務 部	5
県民文化部	2
健康福祉部	13
環 境 部	2
産業労働部	13
観 光 部	0
農 政 部	10
林 務 部	5
建 設 部	15
企 業 局	3
教育委員会	60
公安委員会	22
そ の 他	1
計	179

表-3 回答状況

(売却・処分別内訳)

区 分	機 関 数
売却のみ	37
処分のみ	112
売却と処分の両方	30
計	179

用年数の経過等による検査機器等の更新に際して古い機器を金属くずとして売却する例が中心ですが、平成26年度は、県産材利用推進室で自走式木質系破砕機を2,926,800円で、畜産試験場で農耕用トラクターを400,000円でそれぞれ売却しています。

車船類は、公用自動車の売却に係るものですが、一般の乗用自動車や建設事務所の作業車の売却例が目立つ中で、松本空港管理事務所で除雪グレーダなどの特殊車両4台を378,000円で売却しています。

古紙については、財産活用課で本庁から排出された古紙を1,344,384円で売却したほか、松本地方事務所地域政策課で296,973円、上小地方事務所地域政策課で141,731円、佐久地方事務所地域政策課で120,049円などの売却収入を得ています。

金属くずでは、諏訪湖流域下水道事務所で終末処理場の修繕工事に伴い発生した金属くずを715,251円で売却したほか、農業大学校でも農場のハウスの用いられていた鉄パイプなどを143,326円で売却しています。

なお、表-4の処分費の欄に計上されているのは、公用自動車の廃車手続に要した費用や、高等学校で飼育していた牛などの動物を売却した際の手数料などです。

ウ 契約方法等

契約方法を件数ごとに見ると、複数者から見積書を徴して随意契約を締結したもの、又は公募型見積合わせにより相手方を決定したものが89件、1者による随意契約が71件、インターネットによる財産の売却が11件、一般競争入札が9件となっています(表-5)。

より高い金額で売却するための工夫として、畜産試験場では、前述したトラクターの売却に当たり、当初金属くずで売却することとしていたものを、中古農業機械とし

て売却することが可能な業者を探し出して見積書を徴しています。また、松本空港管理事務所でも、前述した特殊車両について、随意契約とせず一般競争入札により売却しています。このほか、古紙や金属くずを売却している機関の多くは、分別や分解を徹底するなど、売却が可能となり、その価格が少しでも高くなるような工夫をしています。

エ 予定価格の積算方法

予定価格の積算に当たっては、1者から参考見積を徴しているものが60件、2者からが57件、価格調査を行っているものが39件、過去の実績により決定しているものが10件、これらの組合せ又はその他の方法により決定しているものが14件となっています(表-6)。

オ インセンティブ

不用品を売却することにインセンティブが働く仕組みはあるかどうかの問いに対しては、ある機関から、予算割れの心配はあるものの、不用品の売却収入を特定財源として当て込んで予算を組むことである程度インセンティブとなる旨の回答がありました。

表-4 売却した不用品の状況

(単位：点、円)

分類	点数	売却金額	処分費
調度品類	19	104,738	
文具機器類	0	0	
計測器類	2	65,448	
車船類	106	4,063,987	100,012
機械器具類	53	4,518,091	
模型標本類	0	0	
楽器類	3	180,000	
運動用品類	1	3,543	
繊維皮革製品類	0	0	
図書類	1	0	
動物類	4	645,267	28,105
古紙	16	2,280,048	
金属くず	26	1,233,615	16,200
樹木	1	27,000	
溶融飛灰等	1	5,719,890	
その他	1	40,824	
計	234	18,882,451	144,317

(注) まとめて売却し分類ごとの金額を算出することができないものについては、代表的な分類に計上した。

表-5 契約方法

契約方法	件数
1者随契	71
複数者随契、公募型見積合わせ	89
一般競争入札	9
インターネットによる財産売却	11
計	180

(注) 「件数」は、集計単位が異なるため、表-4又は表-7の「点数」とは一致しない(表-6において同じ)。

表-6 予定価格の積算方法

積算方法	件数
参考見積(1者)	60
参考見積(2者)	57
過去の実績	10
価格調査	39
上記の組合せ、その他	14
計	180

(3) 処分の状況

平成26年度において物品管理システムにより不用決定を行い廃棄物として処分(納入業者による下取りを含む。)した不用品は、883点、処分費は3,517,531円となっています(表-7)。

処分費を分類別に見ると、機械器具類が2,591,932円で最も多く、次いで、調度品類の307,755円、車船類の223,481円などとなっています。

パソコンや電化製品が多く、故障したり老朽化しているため売却価値がないと判断したり、有価物として売却可能な金属がほとんど含まれていないかその分別が困難なため売却に適さないと判断して処分したものが大部分を占めています。

なお、機器の更新に際して古い機器を納入業者が無償で引き取っている例も多く見受けられました。

4 監査委員の意見

不用品の売却・処分に関する事務処理については、監査を通じてその状況を確認した結果、概ね適正に行われているものと認められました。

監査の中で、不用品を少しでも高く売却するために様々な工夫をし、評価に値する取組があった一方で、改善を要するものや工夫する余地のあるものも認められたところです。

それらを次のとおり記しておきますので、事務処理の参考としてください。

(1) 推奨すべき取組

ア 売却事務の一元的処理

警察本部では、各機関で不用となった公用自動車の一部について、本部に所管換をした上で一元的に売却処理していました。こうすることにより、財産の売払いに関する事務処理をこれに不慣れな機関が行わなくて済むことから、事務処理のミスの防止に資するとともに、一括して売却することにより、事務処理の省力化や売却収入などの面でスケールメリットが得られるものと考えられ、効果的な取組として評価することができます。

イ 売却時における競争性の確保

(7) インターネットによる財産の売却

財産活用課では、公用自動車の売払いに当たり、インターネットによる財産の売却を行っていました。これは、同課から各機関に対して遊休物品(遊休物品予定を含む。)となっている公用自動車の中でインターネットのオークションに出品が可能なものを照会し、回答のあった中から比較的程度のよいものや希少価値のあるものなどの観点で選定を行い、オークションサイトを利用して一般競争入札を行うものです。この方法を利用することにより、県外の者からの入札参加が見込めるなど、従来の方法による入札よりも入札参加者の範囲が広がることによって競争性が高まり、結果として売却金額の増加をもたらしているものと考えられ、評価すべき取組です。

(イ) 競争入札の実施や複数者からの見積りの徴取

車船類の売却に際し、より高い金額で売却することができるよう、予定価格が財務規則で定められた随意契約の基準(50万円)未満であるにもかかわらず、一般競争入札により契約の相手方を決定している機関がありました。また、少額の売払いであっても、1者からの見積りだけで契約するのではなく、複数の者から見積りを徴したり、公募型見積合わせを行うなどして相手方を決定している機関がありました。

これらの取組は、財務規則に定められた本来の契約方法からすれば、事務処理が煩雑となり、その分時間を要するものではありますが、契約時の競争性を確保することにより、より高い金額での売却が可能となり、結果として収入の増加に寄与するものと考えられます。もっとも、随意契約によることのできる基準は、能率的な行政運営を確保するために設けられているものと考えられますから、契約方法の選択に当たっては、対象物件の売却価値や市場の状況、売却に要するコスト等の事情を斟酌して総合的に判断することが必要です。

ウ 売却価値を高める努力

古紙の売却に当たり、幾つかの機関では、分別回収を徹底して売却が可能な古紙の量を増やしたり、自ら売却先に持ち込むなどして、少しでも高く売却することができるよう取り組んでいました。

表-7 処分した不用品の状況

(単位:点、円)

分類	点数	処分費
調度品類	91	307,755
文具機器類	11	7,280
計測器類	32	100,029
車船類	33	223,481
機械器具類	624	2,591,932
模型標本類	20	88,250
楽器類	8	174,204
運動用品類	30	3,000
繊維皮革製品類	14	0
図書類	7	0
動物類	5	21,600
古紙	0	0
金属くず	0	0
樹木	0	0
溶融飛灰等	0	0
その他	8	0
計	883	3,517,531

(注) まとめて処分し分類ごとの金額を算出することができないものについては、代表的な分類に計上した。

金属くずの売却では、工科短期大学校やほとんどの技術専門校、幾つかの工業高校で、実習等に伴い排出される金属くずについて、その状態や金属の種類に応じて分別回収を徹底していました。このほか、業者からの意見を参考に金属以外の部分を手作業で取り除くなど、金属くずの売却においてもその量や金額を増やすための取組をしている機関がありました。

これらの取組は、厳しい財政状況の中で、少しでも多くの収入を生み出そうとする職員の意識の表れであり、たとえ結果として得られる効果がわずかなものだとしても、その意識や行為は貴いものであり、評価することができます。

エ 市場動向の把握

幾つかの機関では、「より高い金額で売却するための工夫」として、金属や鉄くずの相場を定期的に調査していると回答しています。売却価格が市場の動向の影響を受けやすいものについては、定期的にその動向を把握することで、時価を反映した予定価格の設定が可能になり、見積価格が時価を反映した適正なものであるか否かを判断する上での材料となるものと考えられることから、収入を確保するための効果的な取組の1つであると考えます。

オ その他の取組

公用自動車の売却に当たり、車検残存期間に係る自動車重量税や自賠責保険の未経過の保険期間に係る保険料について、手続を行い還付を受けている機関がありました。財産管理者として、公用自動車の車検期間や保険期間を把握しているのは当然のことですが、残存期間に係る重量税や保険料の還付を受ける例はあまりなく、廃車処理を行う際に見落とされる可能性があります。いずれも、本来的に県に受け取る権利があるものですから、還付金が少額であっても手続を行う意義はあり、実務上参考になるものと言えます。

(2) 改善を要すると認められる事項

公用自動車の売却に際し、処分費から売却金額を差し引いて会計処理していた機関がありました。この場合のように、債権と債務とを相殺する場合であっても、総計予算主義の原則（地方自治法第210条）から、処分費は支出として、売却金額は収入として会計処理することが適当であると考えられます。

(3) 工夫する余地があると認められる事項

ア 合同庁舎における古紙の売却

合同庁舎から排出される古紙については、庁舎を管理する地方事務所地域政策課においてまとめて処分していますが、松本地方事務所で年間約30万円の売却収入を得ているなど、合わせて5つの地方事務所でも年間約70万円近くの収入となっています。しかし、残りの地方事務所では、古紙を有価物として売却することを検討することなく、一般廃棄物として処分したり、廃品回収業者に無償で譲渡したりしていました。

今回の調査の中で、シュレッダーにより細断された紙や各種加工紙、紙製の飲料容器などのいわゆる「ミックスペーパー」と呼ばれるものでも買い取ってもらっている機関がありました。また、(1)のウで述べたように、分別回収の徹底や買取業者への持込みなど、少しでも収入を多くする努力を払っている機関もあることから、古紙の売却に取り組んでいない地方事務所においては、売却の可否を検討する必要があると考えます。

イ 物品処分のノウハウの職員間での共有

(1)のイの(7)で述べたように、公用自動車の処分に当たっては、財産活用課において、各機関に対してインターネットオークションへの出品が可能な公用自動車を照会し、状態のよいものや希少価値のあるものなどを中心にインターネットによる財産の売却を行っています。商用タイプの乗貨兼用自動車で走行距離の多いものや軽自動車などは売却価値が乏しく、各機関において処分を検討せざるを得ない事情があります。その際、部品取りや鉄くずとして払い下げて収入を得ている機関がある一方で、処分費を負担して廃車処理している機関も少なくありません。売却の可否を総合的に判断する中で、まず有価物としての価値を調査・検討し、仮に処分費用が売却金額を上回る場合であっても、処分費用を減らす努力を払うことが重要です。

機関の担当者に物品の処分の経験がないような場合には、他の機関への照会や関係法令等の確認など少なからぬ負担が生じるものと思われます。このため、処分の手続や他の機関での取組事例などを何らかの形で職員間で共有することができるようにすることも、県有財産の有効活用を図る上で大切な取組であると考えます。この取組は、(1)で述べた事例の普及や(2)で述べた会計処理の適正化にも役立つものと考えられます。

(4) まとめ

監査結果を振り返ると、職員の工夫や努力で不用品を「有価物」に変え、少しでも収入金額を増やそうと取り組んでいる機関がある一方で、機関が廃棄物として処分したものの中には、あるいは売却することができたのではないと思われる事例も見受けられました。

1の監査目的でも述べたように、本県は、厳しい財政状況の中で行政改革に取り組んでいます。これを推進していくためには、職員一人ひとりが支出を削減し収入を増加させるよう取り組むことが大切です。「長野県行政・財政改革方針」においても、質の高い県民サービスを継続的に提供していくために、徹底した歳出削減とともに、県独自の歳入確保の取組の強化が方針として掲げられています。

行政活動の中で用いられ、役目を終えた不用品も、もとをただせば県民の税金によって^{あがな}購われた公の財産ですから、その処分に当たっては、少しでも収入を得る努力を払うことが、納税者である県民の負託に応えることにもつながるものと思います。職員一人ひとりがこうした意識を持って職務に当たることを望むものです。

テーマ2：トンネル照明施設について

1 監査目的

近年の発光ダイオード（以下「LED」という。）照明技術の進歩や普及などに伴う低価格化により、照明コストの節減などを目的として各分野でLED照明の導入が進んでいます。

また、東日本大震災後、電力需給はひっ迫した状況が続き、電力需要の集中回避が喫緊の課題となっていることから、長野県においても節電・省エネルギーについて全県的に取組を展開しているところです。

このような中、長野県が管理する道路の照明施設については、新設や老朽化に伴う更新に際し、消費電力の低いLED照明への転換等が図られており、特に複数の灯具が常時点灯するトンネル照明については、LED化の効果が高く見込めることから、LED灯具の採用が進んでいます。

以上を踏まえ、トンネル照明のLED灯具への転換による効果や課題等について実施状況を調査することにより、道路施設における節電・省エネルギーの促進及び維持管理経費の節減に資することを目的に重点監査を実施しました。

2 監査対象及び監査項目

道路法上の道路に存するトンネルで県が管理するものを対象とし、次の項目について監査しました。

- (1) トンネル諸元（延長、建設年、照明施設の種類等）
- (2) トンネル施設に係る電気料金、電力使用量
- (3) 照明施設の更新に係る設計内容と工事内容
- (4) トンネル長寿命化修繕計画での位置づけ

3 監査結果

(1) 監査対象トンネルの現況

調査時点で長野県が管理する道路トンネルは188本、延長75,897mで、全て一般国道、主要地方道及び一般県道に存するものです（表-1）。

建設された年次については、最も古いもので明治23年、新しいものでは平成26年であり、建設数の多い年代は昭和40年代と平成7年からの10年間の二つのピークに大別され、後者については、46本のうち6割強の29本が長野オリンピックを契機に建設されたものです（図-1）。

建設されてから50年を超過するいわゆる高齢化を迎えたトンネルは28本で、全体の約15%を占めています。今後、昭和40年代に建設されたものが次々に50年を超過することから、高齢化率はますます高まっていくと考えられます。

トンネル延長に着目すると、500mを超えるトンネルは昭和40年代以降に多く造られ、平成に入ると1,000mを超えるものが造られるようになるなど、近年になって長大化が進んでいることがうかがえます。

(2) 照明施設の状況

対象トンネル188本のうち、トンネル内に照明施設を有するものは157本で、それぞれの照明種類については、低圧ナトリウム灯が最も多く128本（68%）、次いでLED灯の19本（10%）となっています。その他としては、蛍光灯、セラミックメタルハライドランプなどが使用されています（表-2、図-2）。

表-1 監査対象トンネル数

	本数	延長 (m)
一般国道	95	45,846
主要地方道	60	15,453
一般県道	33	14,599
合計	188	75,897

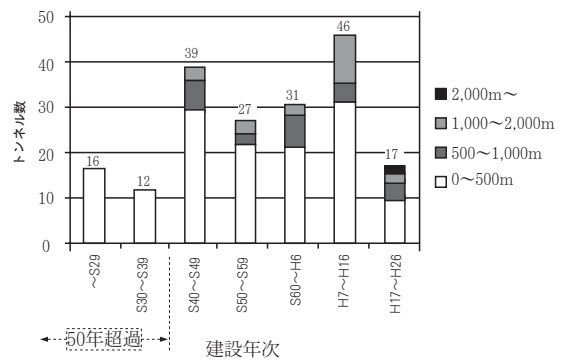


図1 トンネル建設推移

表-2 トンネル照明種類

照明種類	本数
照明施設を有するトンネル	157
低圧ナトリウム灯	128
LED灯	19
その他	10
照明施設を有していないトンネル	31
合計	188

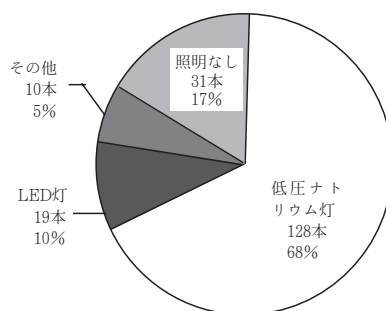


図2 トンネル照明種類

LED灯19本はいずれも平成24年度以降に設置されたもので、既存のトンネルの照明更新により設置されたものが17本、トンネルの新設に伴い設置されたものは2本となっています。また、照明更新が行われたトンネルの建設年は、昭和60年から平成6年までが7本、平成7年から平成16年までが5本などとなっています(表-3)。

更新するトンネルの選定基準について聞き取りをしたところ、照明施設の老朽化の状況、道路利用者の要望、交通量などを総合的に勘案して決定しているとのことで、トンネルの建設年と直接的な相関はないと考えられます。なお、更新前の灯具種類は、全て低圧ナトリウム灯でした。

(3) 照明施設の更新による効果

対象トンネル188本のうち照明施設を有する157本のトンネルにおける直近3か年の年間電気料金は、平成24年度が1億4,371万余円、25年度が1億3,916万余円、26年度が1億4,458万余円で、24年度を1とした場合、25年度は0.97、26年度は1.01で、電気料金の改定等を考慮すると、ほぼ横ばい傾向にあると考えられます(表-4、図-4)。

このうち、LED灯に更新した17本のトンネルにおける更新前後のそれぞれ1年間の電気料金を見ると、更新前が1,667万余円、更新後が1,109万余円となっており、558万余円のコスト縮減となっています。電力量でみると約36万kWhの縮減となっており、これは家庭100世帯が年間に消費する電力量に相当するものです*1(表-5、図-5)。

表-5 更新による電気料金等の推移

	更新前	更新後 <対前比>	増減
電気料金 (千円)	16,675	11,091 <66.5%>	-5,584
使用電力量 (kWh)	860,951	495,683 <57.6%>	-365,268

更新前後の灯具の個数をみると、機器の性能が向上したことなどから、同じトンネルであっても灯具の個数を減らすことが可能となり、更新した17本のトンネルの全灯具個数は、更新前が2,196個だったのに対し、更新後は1,111個、率にして50.6%に削減されていることが確認されました(表-6)。将来にわたる保守点検において、管理対象物が少ないことは管理者の労力を軽減させる上で有効であると考えられます。

灯具の配列については、4本のトンネルで、照明の更新に合わせて中央配列から千鳥配列に変更されています(図-6)。一般的に千鳥配列は、維持管理において片側車線内での作業が可能で軽微な交通規制ですむことから、道路利用者へのサービス向上につながるものと考えられます。

実際に運転者がトンネル内を走行した時に感じる見え方について現地調査したところ、輝度均斉度と演色性において向上が確認されました。

表-3 LED灯のトンネル数

建設年	本数		備考
		LED灯	
~S29	16	0	
S30~S39	12	0	
S40~S49	39	4	既存施設の更新による
S50~S59	27	1	既存施設の更新による
S60~H6	31	7	既存施設の更新による
H7~H16	46	5	既存施設の更新による
H17~H26	17	2	トンネル新設による
合計	188	19	更新17 新設2

表-4 照明を有するトンネルの電気料金の推移

	H24年度	H25年度	H26年度
電気料金(千円) <比率>	143,717 <100.0%>	139,161 <96.8%>	144,587 <100.6%>

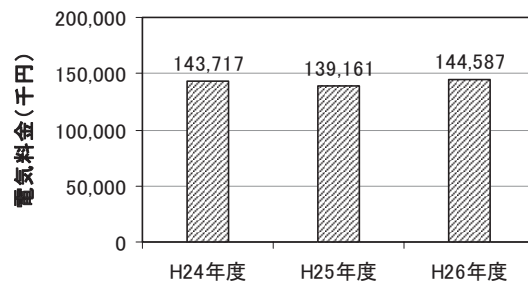


図-4 照明を有するトンネルの電気料金の推移

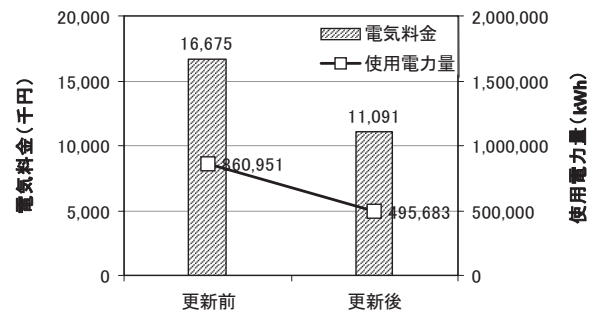


図-5 更新による電気料金等の推移

表-6 更新による灯具個数の変化

	更新前	更新後 <対前比>	増減
灯具個数 (個)	2,196	1,111 <50.6%>	-1,085

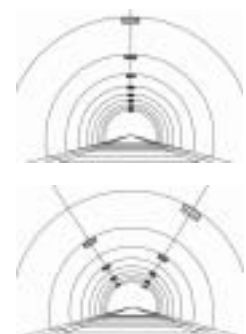


図-6 灯具の配列
(上:中央配列 下:千鳥配列)

*1 電気事業連合会ホームページから一世帯あたりの月間電力消費量を300kWhとして計算

輝度均斉度とは、照明間に生じる明るさのムラを表す指標で、路上障害物等の視認性や走行の快適性に関係するものです。照明を更新したトンネルと、これに近接し建設年もほぼ同等の未更新のトンネルとを比較したところ、更新したトンネルでは、照明間の明るさが比較的均一で明暗のムラが少なく、走行環境が向上していることがうかがわれました(写真-1)。



写真-1

低圧ナトリウム灯(左)とLED灯(右)の輝度均斉度の比較:施工位置が近く、建設年が同等の二つのトンネルについて、時間帯、露出条件を同一にして撮影(平成27年9月9日14時)

演色性とは、照明による物体の色の見え方を決定する光源の性質のことで、太陽光による見え方に近いことを「演色性が高い」と表現するものです。更新前の低圧ナトリウム灯がオレンジ色がかった光源であるのに対し、更新後のLED灯は白色で太陽光に近く、先行車両のブレーキランプやハザードランプ、非常用施設の赤色表示灯などの視認性が良好であることがうかがわれました。

(4) 照明施設の更新に係る設計及び工事の内容

照明施設の設計及び工事については、更新を行った全てのトンネルにおいて、ライフサイクルコストを踏まえた照明種類の比較検討や、基準^{※2}に定められた検討項目に基づく設計が実施され、工事後の性能確認や電力会社との契約容量の変更も的確に行われていることが認められました。

照明設計を行う際に用いられる条件要素のひとつに、野外輝度があります。野外輝度とは、トンネルに進入する直前に運転者が目にするトンネル坑口まわりの明るさを表す指標で、トンネル入口部照明^{※3}の設計に関係するものです。基準によると、野外輝度は、トンネル坑口が完成した状態においては現地測定することが望ましいとされていますが、今回照明更新した17本のトンネルでは、現地の写真から得られた樹木や天空等の面積比を用いた計算により算定していました。

(5) トンネル長寿命化修繕計画

長野県では、道路施設のライフサイクルコスト縮減と維持管理費の平準化を図るため、トンネルや橋梁など主要な道路施設について長寿命化修繕計画を策定しています。トンネルに関しては平成25年6月に策定され、これに基づき点検や修繕、更新などが行われています。

修繕や更新の時期や優先度は、施設の健全度や路線の重要度、修繕や更新に係る予算の平準化などの観点から、五つの判定区分(I~V)に分類されています(表-7)。そのうち、区分IからIIIについては補修実施計画年を定めています。区分Iに分類されたトンネルについては、概ね5年以内(29年度まで)に補修を行う、区分IIについては点検期間を密にするとともに概ね10年以内(34年度まで)に必要な補修を行う、区分IIIについては点検するとともに概ね15年以内(39年度まで)に必要な補修を行うこととしています。

対象トンネルのうち、区分Iに分類されるものは42本、区分IIは29本、区分IIIは12本、いずれにも該当しない(当面修繕等の必要が認められない)ものは105本となっています。

表-7 長寿命化修繕計画の判定区分とトンネル本数

判定区分	状態	対応	トンネル本数
区分I	補修を実施するトンネル	概ね5年以内に補修	42
区分II	点検期間を短くし、必要な補修を実施するトンネル	概ね10年以内に補修	29
区分III	点検を実施し、必要な補修を行うトンネル	概ね15年以内に補修	12
区分IV、V	IV:監視を必要とするトンネル V:措置を必要としないトンネル	IV:監視 V:-	105
合計	-	-	188

※2 道路照明施設設置基準・同解説(公益社団法人 日本道路協会 発行)

※3 昼間、トンネルに進入した直後に生じる明るさの急激な減少に眼を順応させるためトンネル入口部に付加される照明

判定区分を決めるための判断材料のひとつである施設の健全度については、現地での点検により、変状や劣化、破損などの有無や程度を調査して決定しています。

点検は、トンネル本体に加え、照明や非常用設備などのトンネル付帯施設についても行われています。健全度は5段階にランク分けされ、ランク1が最も低く直ちに更新を要するもの、ランク2が早急に更新、又は部品交換等を適時に行う必要があるもの、ランク3が点検の頻度を密にするなど設備の機能維持を図るもの、と定義されています(表-8)。

表-8 長寿命化修繕計画における施設の健全度

健全度ランク	状 態	対 応
ランク1	機器材の劣化・破損が著しく、設備の機能維持が困難なため、設備全体の取替・更新を直ちに必要とするもの	直ちに更新
ランク2	機器材の劣化・破損が進行しており、早急、設備の機能維持が困難となることが予想されるため、設備全体の取替・更新を早急に必要とするもの	早急に更新 部品交換修理(適時)
ランク3	機器材の劣化が認められ、将来、設備の機能維持が困難となることが予想されるため、重点的に監視(点検の頻度を密に)し、あるいは個々の機器材の部品交換等を行って、設備の機能維持を図る状態のもの	定期的に更新 点検の頻度を密 部品交換修理(適時)
ランク4	機器材の劣化がないか、あっても軽微な劣化で、現状の定期点検により、管理していく状態のもの	定期点検
ランク5	機器材の劣化がなく、現状の定期点検で管理していく状態のもの	同上

ここで、照明施設の健全度ランク(1~5)とトンネルの判定区分(I~V)との関係を見てみると、ランク1(直ちに更新)のトンネルは1本あり、その判定区分はII(概ね10年以内に補修)となっています。ランク2(早急に更新、部品交換)のトンネルは5本ありますがその判定区分は各区分に分散しており、ランク3、4についても同様です(表-9)。以上から照明施設の健全度とトンネルの判定区分との間に特別な相関は認められませんでした。すなわち、長寿命化修繕計画の上では緊急性は低くても、照明施設単体をみたととき更新を必要とするトンネルが存在するということがいえます。

表-9 長寿命化修繕計画の判定区分と健全度ランク

判定区分	トンネル本数	照明施設の健全度ランク					照明なし
		ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	
区分I	42		1	13	20		8
区分II	29	1	2	3	20		3
区分III	12		1	1	7		3
区分IV V	105		1	5	80	2	17
計	188	1	5	22	127	2	31

また、照明施設が未更新のトンネルについてみると、表-10のとおりとなります。ランク1のトンネルについては更新が完了している一方、ランク2のトンネル5本については更新が未了となっています。

表-10 長寿命化修繕計画の判定区分と健全度ランク(照明未更新トンネル)

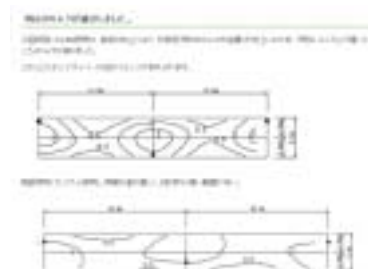
判定区分	トンネル本数	照明施設の健全度ランク					照明なし
		ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	
区分I	38		1	12	17		8
区分II	27		2	3	19		3
区分III	12		1	1	7		3
区分IV V	92		1	4	70		17
計	169	0	5	20	113	0	31

(6) 参考となる事例

ア 更新効果の検証

トンネル内の輝度均斉度について、通常は照明設置後に工事の品質管理として測定するところ、工事前の照明施設についても測定するなど、工事による照明性能の向上を定量的に把握し、ホームページ等で広報した。

【木曾建設事務所】



イ 地域特性に配慮した設計

照明設計における野外輝度の算定について、通常は積雪を考慮しないところ、スキー場の近隣を走る県道のトンネルであることから、積雪を想定した値に補正を行い設計した。全国的にも著名で降雪期に多くの観光客が訪れる当該地域の特性を十分理解し、観光産業のイメージを損なわないよう配慮した。

【北信建設事務所】



4 監査委員の意見

急峻な山々に囲まれた長野県においては、曲がりくねった危険な山道を走りやすい安全な道路に改良する上で、トンネルは有効な手段であり、各地で建設されてきました。これらについては、その多くが昭和40年代の高度経済成長期以降に建設されたもので、今後一斉に老朽化の時期に達することから、計画的かつ効率的な修繕・更新が求められています。

道路の走行環境が気象条件や地形条件に影響されるのに対し、トンネル内の走行環境は造り手により創出されるものが多く、特に照明施設については、運転者の視覚に直接関係する重要な装置であるといえます。

今回の調査により確認された照明施設の更新による効果と、更新計画にあたり留意すべき点については以下のとおりです。

(対象：道路管理課、道路トンネルを管理する建設部現地機関)

(1) 更新による効果について

電気料金や電力使用量について、更新により大きな節減効果がみられるとともに、維持管理における労力の軽減や、利用者へのサービス向上についても効果が期待できると思われることから、今後の照明更新においても、引き続きLEDなど高効率照明への転換を進めてください。

(2) 設計手法について

照明施設の設計については、概ね基準に沿って検討されていることが確認されましたが、野外輝度の設定に関して、全て計算により決定しています。この方法は、基準でも明示されている一般的なもので、一概にルールを逸脱しているとは言い切れませんが、現にトンネル坑口が完成していて現地において輝度測定できる場合には、必要に応じ現地測定を行うことも検討してください。

(3) 更新計画について

トンネルの修繕については、照明施設も含めトンネル長寿命化修繕計画に基づき順次実施されています。照明施設の更新については相応の費用を要することから、引き続き本体の修繕に合わせ計画的な整備に努めてください。

また、照明の健全度がランク2（早急に更新）に該当する照明を有するトンネルについては、現在の健全度が悪化しないよう適切な維持管理をするとともに、更新のための調査・設計を十分に蓄積し、緊急的な工事にも速やかに対応できるよう準備しておくことが有効であると考えます。

当該計画は5年ごとに見直すこととしており、次の改訂は平成30年度となります。その際は、それまでの工事実績や技術情報等を踏まえ、より精度の高い計画となるよう努めてください。

道路施設については、私たちの生活において欠くことのできない最も基幹となる社会インフラであると同時に、近年多発する豪雨や地震などの自然災害に対して避難体制や緊急輸送などを担う重要なものです。また、観光立県を目指す本県にあっては、来訪者を受け入れる玄関口でもあり、旅の印象を左右する観光要素のひとつであるともいえます。

長野県に多くの人が集い、活力と若々しさに満ちた健康長寿の県であり続けるためにも、その足元を支える道路施設などの社会インフラが健全な状態に保持されるよう、取組を重ねてください。

第4 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 法令遵守体制の確立

北安曇地方事務所管内の大北森林組合による補助金不正受給が発覚したことを発端に、北安曇地方事務所林務課において、長期間にわたって財務関係法令を逸脱した補助金交付事務が行われていたことが明らかになりました。林務部で他管内においても調査を実施した結果、佐久地方事務所及び松本地方事務所管内の森林組合においても不適正な事案が判明しました。

このような県に対する信頼を損う事案が発生したことは誠に遺憾であります。

今回の事案を契機として、全庁的に職場風土の徹底的な改善を行うため、総務部に新たにコンプライアンス推進室を設置するとともに、外部から専門家を登用することにより、職員の意識改革を促し、風通しの良い職場づくりを進めることで、不祥事の未然防止を図り、これまで以上に県民から信頼される組織づくりを推進することとしています。

この取組を確実に実行することにより、県組織全体の法令遵守体制を確立し、職員の意識を高め、財務関係法令を逸脱する行為がなされることのないよう徹底してください。

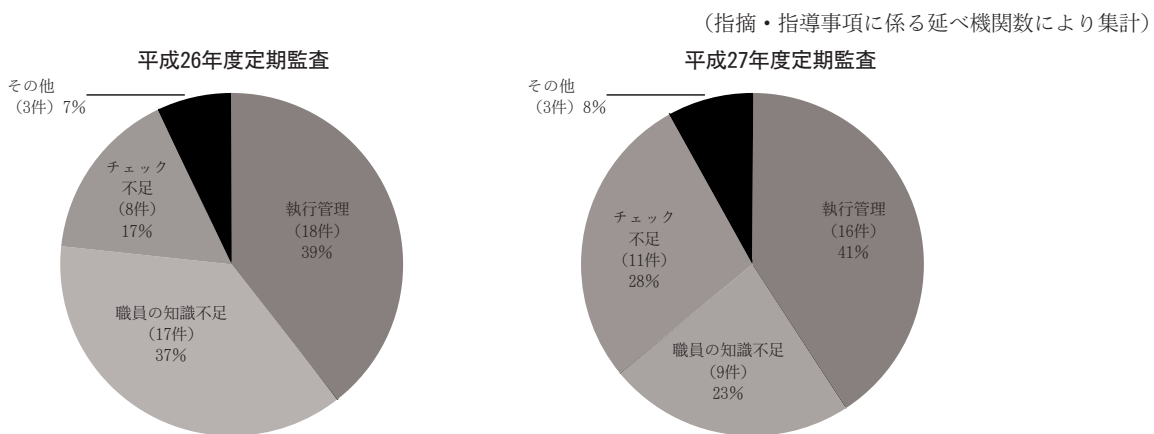
2 補助金交付事務等会計事務の適正な執行に向けた取組の徹底

前年度の監査結果では、補助金交付事務等会計事務について、交付決定や完了検査、確定などの事務処理の懈怠、支出負担行為の事前審査や契約保証金納付免除に係る財務規則違反等の指導事項、指導事項にならなかったものの、契約や収入・支出の事務における会計事務処理上のミスなど、事務の改善を求めたものが多々ありましたが、本年度の定期監査においても同様の事案が散見されました。

前年度に指導事項とされた不適正な事務処理について、当該部署の問題として処理し、機関の問題として対応していなかったため、本年度についても同様の不適正な事務処理を繰り返していた機関がありましたが、このような事態は重く受け止めなければなりません。

定期監査の指摘・指導事項案件の主たる発生原因を次の4類型に整理し、その内訳の構成比率を、昨年度と比較したものが次の円グラフです。本年度についても、①「執行管理」及び③「チェック不足」によるミスの割合がさらに増加している傾向が見られました。

- ①「執行管理」 …収入調定の遅延や支払遅延、事前審査漏れなどの執行管理に問題があったもの
- ②「職員の知識不足」 …収入調定の誤りや、不作為などの職員の知識不足や誤認等によるもの
- ③「チェック不足」 …計算などの単純ミスやチェック体制に問題があったもの
- ④「その他」



また、本年度の指摘・指導事項に係る延べ機関数について見ると、昨年の46機関から39機関に減少していますが、その一方で、発件数は33件となり、前年度の30件に比べて3件増える結果となりました。

不適正な事務処理の再発防止を図るためには、その背景や原因を分析し、情報を共有し、実効性のある実態に即した業務改善を図ることが必要です。

具体的には、職員の法令遵守を徹底することはもとより、能力・資質の向上のための会計事務研修を充実させること、事務処理の可視化など内部統制機能の向上を図ること、チェック体制や検査体制の整備充実を図ることなど様々な方策が考えられます。

本年度「会計事務のミス防止のための取組事例について」を参考として取りまとめ、掲載してあります。これらの会計事務のミス防止のための取組事例を参考に、各機関の実情に合わせた有効かつ実効性のある対応に努めるとともに、担当者任せにせず、組織をあげて、会計事務の適正な執行に向けて取り組むよう徹底してください。

監 査 委 員 の 意 見

3 税外収入未済額の解消

平成26年度の収入未済額のうち、県税及び県税付帯債権に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は23億9,947万余円で、前年度に比べ466万余円(0.2%)の減少となっていますが、昨年度、同程度の税外収入未済額の増加がありましたので、ここ最近はやや足踏み状態となっています。

(税外収入未済額の推移)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減	前 年 度 比
税外収入未済額	2,399,477,480円	2,404,141,314円	△4,663,834円	99.8%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある税外収入未済額は18億3,554万余円で、前年度に比べ316万余円(0.2%)の増加となっています。

(継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある税外収入未済額の推移)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減	前 年 度 比
※印の付いた税外収入未済額の計	1,835,543,202円	1,832,377,947円	3,165,255円	100.2%

(上記税外収入未済額の処理状況)

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D - (A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
130,348,099円	24,387,264円	0円	157,900,618円	3,165,255円

税外収入未済額は依然として多額であり、年々増加の一途をたどる貸付金もあります。このため、引き続き平成26年3月に長野県税外収入未収金縮減対策委員会によって策定された「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

また、民間債権回収事業者への未収金回収等業務の委託の拡充を図るなど、未収金回収に向けた有効な対策を実施してください。

(注) これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したのものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してありません。

監査委員の意見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機関名	債権名	収入未済額 (円)
県民文化部	子ども・家庭課	児童福祉施設入所負担金※	79,877,680 ★公
	子ども・家庭課	児童扶養手当過払返納金※	17,710,930 *公
	子ども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	276,064,123 私
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	7,792,333 私
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	2,652,047 ★公
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	8,650,360 私
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金	3,356,705 *公
	総合リハビリテーションセンター 保健福祉事務所	施設使用料 生活保護費 未熟児養育医療一部負担金 他	5,664,566 私 23,267,322 *公 488,555
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	275,252,188 *公
産業労働部	産業立地・経営支援課	県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
	産業立地・経営支援課	不法占有に係る賃料相当額	60,642,945 私
	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金※ (特)	786,295,739 私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金※ (特) commons新産業創出事業助成金 他	35,325,966 私 427,832
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金※ (特)	27,244,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	5,411,975 私
	松本地方事務所農地整備課 諏訪地方事務所農地整備課	入札保証金 契約解除に伴う前払金返還に係る利息	1,751,006 私 25,683 私
林務部	信州の木活用課	林業再生総合対策事業	8,395,000 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	16,286,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,161,578 私
建設部	建築住宅課	県営住宅使用料※	153,179,405 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料※	1,343,062 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	110,725,134 私
	松本建設事務所	契約解除に伴う補償金	99,521,879 私
	上田建設事務所	河川占用料	14,018,236 ★公
	北信建設事務所	復旧工事原因者負担金	4,071,000 *公
	地方事務所建築課 建設事務所	県営住宅一時使用料 契約解除に伴う違約金 他	1,057,220 *公 1,801,350
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,366,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	147,133,151 私
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金※ (特)	123,706,991 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	36,422,604 私
	高等学校	高等学校授業料※ 契約解除に伴う違約金 他	3,766,747 *公 807,038 私
計			2,399,477,480

(注) 県税付帯債権(延滞金等)は除いています。

※: 貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

特: 特別会計に係る貸付金などの債権

★公: 県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

*公: 県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私: 県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

監 査 委 員 の 意 見

4 旅費の重複支給の防止

職員の旅費は、職員が内部事務システムにより申請し、審査機関の審査を経て支給されますが、複数の機関において、旅費が重複して支給されている事例があり、特に、高等学校で多く確認されました。

旅費の重複支給の根本原因は、本人が旅行命令を重複申請したことにありますが、旅費の事務担当者においても、定期的に執行状況を確認するなどの適正な管理をしなかったことも要因であるため、指導事項として改善を求めたところです。

旅費の審査は、ほとんどの機関では総務事務課が行っていますが、高等学校など一部の現地機関では、当該機関において審査しており、多くの申請を限られた職員により処理しているのが現状です。

しかしながら、旅費の重複支給は、貴重な予算を浪費することはもとより、職員にも返還義務が生ずることから、厳に防止していく必要があります。

当該機関においては、旅費担当者に事務を一任することなく、複数の者でチェックするとともに、年度末に名寄せ等を行い、重複支給の確認を徹底してください。

5 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成26年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、45件、1,810万余円となっており、前年度と比較して、件数では7件減少しているものの、金額では628万余円増加しています。全45件のうち7件は人身事故を伴っています。また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も必要になっています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	平成26年度	平成25年度	前年度比
件 数	45件	52件	86.5%
うち人身事故件数	7件	6件	116.7%
賠償額	18,101,010円	11,811,822円	153.2%

2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部 局 等	監 査 委 員 の 意 見					所管機関
県民文化部	1 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。					こども・家庭課
	区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	
	児童扶養手当過払返納金	17,710,930円	17,521,290円	189,640円	101.1%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
児童扶養手当過払返納金	1,007,120円	291,790円	0円	1,488,550円	189,640円	
健康福祉部	2 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託など、より効果的な方策を実施してください。					医療推進課
	区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	
	看護職員修学資金貸付金	7,792,333円	6,644,333円	1,148,000円	117.3%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
看護職員修学資金貸付金	751,000円	0円	0円	1,899,000円	1,148,000円	
健康福祉部	3 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。					障がい者支援課
	区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	
	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,650,360円	8,057,100円	593,260円	107.4%	
	(上記税外収入未済額の処理状況)					
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
心身障害者扶養共済加入者掛金	417,900円	508,400円	0円	1,519,560円	593,260円	
収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。						
区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比		
社会福祉施設入所者負担金	2,652,047円	2,601,005円	51,042円	102.0%		
(上記税外収入未済額の処理状況)						
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C			
社会福祉施設入所者負担金	534,460円	52,800円	0円	638,302円	51,042円	

部 局 等	監 査 委 員 の 意 見					所管機関																					
建設部	4 税外収入未済額の解消 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。					建築住宅課																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金</td> <td>110,725,134円</td> <td>106,052,521円</td> <td>4,672,613円</td> <td>104.4%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	110,725,134円	106,052,521円	4,672,613円	104.4%											
	区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比																						
	県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	110,725,134円	106,052,521円	4,672,613円	104.4%																						
	(上記税外収入未済額の処理状況)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金</td> <td>3,467,591円</td> <td>160,896円</td> <td>0円</td> <td>8,301,100円</td> <td>4,672,613円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	3,467,591円	160,896円	0円	8,301,100円	4,672,613円								
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D		増 減 額 D - (A+B+C)																					
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金	3,467,591円	160,896円	0円	8,301,100円	4,672,613円																						
教育委員会	5 税外収入未済額の解消 収入未済額は年々増加しており、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。 なお、債権回収業者への委託の拡充など、より効果的な方策を継続的に実施してください。					高校教育課																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>123,706,991円</td> <td>109,345,631円</td> <td>14,361,360円</td> <td>113.1%</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>36,422,604円</td> <td>31,778,735円</td> <td>4,643,869円</td> <td>114.6%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	高等学校等奨学金貸付金	123,706,991円	109,345,631円	14,361,360円	113.1%	高等学校等遠距離通学費貸付金	36,422,604円	31,778,735円	4,643,869円	114.6%						
	区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比																						
	高等学校等奨学金貸付金	123,706,991円	109,345,631円	14,361,360円	113.1%																						
	高等学校等遠距離通学費貸付金	36,422,604円	31,778,735円	4,643,869円	114.6%																						
	(上記税外収入未済額の処理状況)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校等奨学金貸付金</td> <td>19,645,774円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>34,007,134円</td> <td>14,361,360円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等遠距離通学費貸付金</td> <td>3,162,865円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>7,806,734円</td> <td>4,643,869円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	高等学校等奨学金貸付金	19,645,774円	0円	0円	34,007,134円	14,361,360円	高等学校等遠距離通学費貸付金	3,162,865円	0円	0円	7,806,734円	4,643,869円
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D			増 減 額 D - (A+B+C)																			
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																							
	高等学校等奨学金貸付金	19,645,774円	0円	0円	34,007,134円		14,361,360円																				
高等学校等遠距離通学費貸付金	3,162,865円	0円	0円	7,806,734円	4,643,869円																						
収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>147,133,151円</td> <td>141,216,126円</td> <td>5,917,025円</td> <td>104.2%</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>1,366,000円</td> <td>1,261,000円</td> <td>105,000円</td> <td>108.3%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	147,133,151円	141,216,126円	5,917,025円	104.2%	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,366,000円	1,261,000円	105,000円	108.3%								
区 分	平成26年度末	平成25年度末	増 減	前年度比																							
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	147,133,151円	141,216,126円	5,917,025円	104.2%																							
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,366,000円	1,261,000円	105,000円	108.3%																							
(上記税外収入未済額の処理状況)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金</td> <td>5,457,259円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>11,374,284円</td> <td>5,917,025円</td> </tr> <tr> <td>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金</td> <td>245,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>350,000円</td> <td>105,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	5,457,259円	0円	0円	11,374,284円	5,917,025円	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	245,000円	0円	0円	350,000円	105,000円		
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分D		増 減 額 D - (A+B+C)																					
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	5,457,259円	0円	0円	11,374,284円	5,917,025円																						
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	245,000円	0円	0円	350,000円	105,000円																						

部 局 等	監 査 委 員 の 意 見	所管機関
総 務 部	<p>6 旅費の重複支給防止のためのシステム改正</p> <p>旅費の重複支給については、今年度の監査結果において6機関で重複支給が確認されました。このような事例は毎年度散見されているところです。</p> <p>旅費の重複支給の根本原因は、本人が内部事務システムを利用し旅行命令を重複して申請したことにありますが、この重複申請をシステムの画面上で、即座に確認することができないことも要因の一つと考えます。</p> <p>特に、学校では、一日に同一経路を複数回旅行することもありますので、重複申請が適正である場合もあります。</p> <p>そこで、旅費の重複支給を防止するために、本人が旅行申請をした場合に、システムの画面上に「注意喚起」を行えるようなプログラムの追加を検討するよう望みます。</p>	総務事務課
県民文化部	<p>7 学校法人への補助事業の適正な執行の確認のための現地調査の早期実施</p> <p>私学・高等教育課では、学校法人の運営する経費に対して、補助金を交付しており、その補助事業が適正に執行されているかどうかの確認等のために現地調査を行っています。</p> <p>平成26年度における現地調査の実施状況をみると、22学校法人に対して、年度末の27年2月から3月にかけて行われており、その結果の通知は、1件を除き5月以降に行っていました。</p> <p>交付した補助金が、保護者負担の軽減と学校法人の健全な運営のために適正に執行されているかどうかについての適時適切な指導・助言は、当該年度内に行う必要があると考えますので、現地調査の実施時期をより早め、適正な補助事業の執行の確認等を行うよう望みます。</p>	私学・高等教育課
農 政 部	<p>8 農業制度資金に係る利子助成事業の適正な事務執行の徹底</p> <p>日本政策金融公庫等が農業者に対して融資している農業経営基盤強化資金については、農業者の経営改善を支援し、金利負担を軽減するため、県及び市町村において利子助成を行っています。</p> <p>この利子助成において、農業者が借入金を繰上償還した後も利子助成金を交付し、過交付となっている事例がありました。</p> <p>繰上償還された場合、県及び市町村は、内容を確認した上で、台帳を修正し適切に管理すべきですが、今回、次の4点を原因として、その事務処理が行われていませんでした。</p> <p>(1) 農業者が、交付申請額の計算を市町村等に任せている場合もあり、繰上償還の事実が市町村に伝わらなかったこと。</p> <p>(2) 地方事務所及び市町村が、管理台帳の更新を怠っていたため、誤った助成額を算出したこと。</p> <p>(3) 金融機関が、県に対し繰上償還報告を失念していたこと。</p> <p>(4) 金融機関から農村振興課に繰上償還報告があったにもかかわらず、地方事務所への送付がなされなかったこと。</p> <p>このような事態は、それぞれの機関等において、要綱や要領に基づき適正な事務処理が行われていれば防止できたものと考えられます。今後、同様の事案を発生させることのないよう、関係する機関等と情報を共有するなど十分な連携を図り、有効な再発防止策を策定し確実に実施してください。</p>	農村振興課 佐久地方事務所農政課 上小地方事務所農政課 上伊那地方事務所農政課 松本地方事務所農政課 長野地方事務所農政課
林 務 部	<p>9 林務部の体制見直しと職員の意識改革、補助事業の適正化</p> <p>北安曇地方事務所林務課において、長期間にわたって不適正な間伐等の補助金交付事務が行われていたことが明らかになりました。</p> <p>林務部では、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、再発防止に向けた取組を推進することとしています。</p> <p>再発防止策の推進体制として、「林務部コンプライアンス推進本部」「コンプライアンス推進・フォローアップ委員会」を平成27年8月7日に設置するとともに、10月27日に行動計画を策定し、今後、各地方事務所等にコンプライアンス推進会議が設置されることです。</p> <p>この再発防止に向けた行動計画を着実に推進するとともに、その結果を評価・検証し、県民に対する信頼の回復を図るよう望みます。</p>	森林政策課 信州の木活用課 森林づくり推進課

部局等	監査委員の意見	所管機関
林務部	<p>10 造林関係補助事業等の適正な執行</p> <p>造林関係補助事業等補助金交付事務が、適正に行われることは当然であります。</p> <p>「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」の報告に基づき、不適正な補助金交付事務が行われた経緯や原因を十分精査し、適正な補助金交付事務の執行に向けた取組を推進してください。</p> <p>なお、本補助金交付の事務処理について、改善を要すると認められる点は次のとおりです。検査野帳の様式変更に取り組んでいる長野地方事務所林務課の事例なども参考に、具体的かつ積極的な取組を望みます。</p> <p>(1) 補助金申請の時期的偏在の是正</p> <p>(2) 施行地における施業等のデータの管理等の体制の構築</p> <p>(3) 厳正かつ適正な現地調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の法令遵守の徹底 ・ 現地調査の厳正な実施 ・ 検査野帳の記載方法の充実等 	<p>森林づくり推進課</p> <p>地方事務所林務課</p>
林務部	<p>11 長野県営林経営基金の計画的な活用</p> <p>長野県営林経営基金は、資金積立基金条例に基づき、県営林の経営の合理化を図ることを目的に設置され、その用途は県営林の整備拡充に要する費用の財源に充てることとされています。</p> <p>本基金は、昭和59年度までに県営林経営費などに繰り出したことにより、残高が21万余円となって以降、30年以上にわたり繰り出した実績がありません。</p> <p>昭和60年度以降平成18年度までに県営林を処分した収入を積み立てたことにより、18年度末残高は5,565万余円に増加し、その後、毎年度の利息収入を加え、26年度末の積立額は5,632万余円となっています。この積立額は、既に県営林の管理に使用することが可能な金額となっていると考えられますので、本基金の目的及び用途に従って、計画的に活用するよう努めてください。</p>	<p>森林づくり推進課</p>

3 重点監査に係る意見

テーマ1及びテーマ2に係る監査委員の意見は「第3 重点監査」に記載しています。

4 推奨事例

監 査 委 員 の 意 見

1 旅費事務のミス防止のための取組 <田川高等学校>

旅費事務の担当者が事務を進める中で、事務処理のミスが教職員に多く発生していた点に着目し、ミスの内容を検証した上で、教職員に対して「間違いやすい事例」や「注意する点」等について、画面コピーを利用し、入力項目ごとに分かり易く解説した『事務室からのお知らせ』を発行して、入力方法の統一を図っています。

画面コピーを利用することにより、文言で書かれたものより視覚に訴え、見る側に受け入れ易くした上で、具体的な事例により机上の事務作業を想定しているかのように解説しています。『事務室からのお知らせ』の1号、2号では高校に多い「家用車の公務使用」、3号では「鉄道利用及び泊を伴う旅行」とケースごとに作成し、これらをファイリングすることにより、最終的には「マニュアル」として完成させたいとの方針を持っているようです。

他にも「旅行命令精算状況表」を作成することにより、精算時の事務作業が効率的になり、チェックミス防止に役立っていることなど、常に問題・課題解消のため真摯に取り組んでいる姿は評価できます。

この「マニュアル」が他の学校等事務担当者に活用され、初歩的なミスの繰り返しがなくなり、旅費事務がより一層効率的に進められる大きな一助になることを期待しますので、教育委員会においては、県下の各学校、各教育事務所等関係機関へ広く普及させるように努めることを望みます。

2 不用品としての古紙等の定期的な売却 <中野警察署>

シュレッダーで細断されたものを含む古紙等については、小規模の機関では廃棄処分している場合が多い状況にあります。

中野警察署では、廃棄物処理業者とキログラム当たりの単価契約を締結し、発生する古紙を概ね毎月廃棄することなく売却しています。

このような事例は、他機関でも見受けられますが、署内で発生する全ての古紙について、定期的に売却し、収入としている小規模機関は多くありません。

売却金額は決して多いとはいえませんが、県財政へ貢献していることはもとより、排出するごみの削減にもつながり、環境への配慮という面からも評価できます。

3 不用となった公用自動車の集中処分 <警察本部>

警察本部では、公用自動車（軽自動車及び普通自動車）の更新にあわせて、不用となった公用自動車を各警察署等から所管換を行い、一括して廃車手続を行いスクラップとして売却しています。

このように全县をまとめて集中処理する処分方法は、県機関では極めてまれな事務処理ですが、効率性や経済性を考えると評価に値する事務処理と言えます。

公用自動車の売却は定期的かつ定例的に実施されるため、担当者等の売却に関する知識や経験が蓄積され、会計事務のミス防止にも役立つこと、また、一定の数量の公用自動車がまとまることから、随意契約ではなく競争入札による有利な条件での売却が可能となることの両面から評価できます。

4 技術者に焦点をあてた事業広報 <安曇野建設事務所>

建設産業においては、公共投資の減少やそれに伴う受注競争の激化などにより就労環境が悪化する中、技術者の高齢化や若年入職者の減少等が課題となっています。

また、高度成長期に整備された社会インフラの老朽化に伴う維持・更新や、異常気象などで多発する災害への対応など、今後も必要とされる建設需要を支える上で、その働き手の確保は重要なものと考えます。

このような中、安曇野建設事務所では、当所が発注した橋梁工事の開通式において、工事に携わった技術者の方々の功績や工事に対する想いをパネルやリーフレットで紹介するとともに、近隣高等学校の建設系学科の生徒を対象に当所と建設業協会の地元支部が連携して実施する実務研修においても同様の紹介をするなど、「技術者に焦点をあてた事業広報」を行いました。

こうした取組は、技術者の意欲向上や離職防止、次の世代を担う若手人材の確保・育成などにおいて、非常に意義深いものといえます。また、技術者が自分の仕事にやりがいや誇りを持つことで、工事に対する姿勢もより前向きなものとなり、それは工事目的物の品質向上にもつながっていくものと思われれます。

技術者個人に対し新たな視点から焦点を当て、産業構造の課題に向き合った当該取組は、関係者の協力も必要ですが、他の機関でも参考となる事例であり、評価に値します。

【工事等監査】

監 査 委 員 の 意 見

5 道路災害における迂回路の設定について

＜下伊那南部建設事務所、飯田建設事務所、道路管理課、道路建設課＞

飯田市南信濃の一般国道152号は、平成27年4月に道路脇の斜面が長さ20メートル、高さ30メートルにわたり崩落し、通行が不能となりました。

当該道路は、飯田市街地と旧南信濃村を結ぶ、地域の生活や産業を支える重要な基幹道路ですが、迂回路がなく交通寸断が長期に及んだ場合の社会的影響が深刻であることから、当該道路を管理する飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所は、当時、同路線で下伊那南部建設事務所が建設中であった小道木バイパス^{*}を緊急的に被災箇所の迂回路として利用しました。

同バイパスには完成間近のトンネルがあったことから、その利用に際しては、トンネル内に仮設の照明や非常用施設を設置するとともに専任の警備員を両坑口に配置し、供用前には地元警察や消防の関係者と実地訓練を実施するなど、入念な準備を重ねました。また、当該道路を一般の用に供するための手続も短期間のうちに処理を終え暫定供用に臨んでいます。

地域の主要産業である観光の誘客期直前に起きた災害に対し、既存の施設を最大限活用することで交通経路を確保し、地域産業における損失回避や生活基盤の確保に結びつけた当該取組は、柔軟な発想、迅速な対応及び入念な下準備並びにこれらの受け皿となる不断の道路整備によるもので、評価に値するものと考えます。

※小道木バイパス：一般国道152号のうち、幅員狭小、線形不良で落石等の危険性も高い飯田市南信濃の小道木から押出までの間を橋梁やトンネルなどでバイパスする道路で、平成27年10月17日に開通。

【工事等監査】

《参考》

会計事務のミス防止のための取組事例について

会計事務のミス防止のための取組事例について、全機関への調査を行った結果592件の事例が提出されました。これを、定期監査の指摘・指導事項案件の主たる発生要因の4類型（「第4 監査委員の意見」参照）ごとに分類したものが表-1です。

表-1 取組事例の類型別内訳

番号	事例の類型	事例の視点	件数	割合(%)
①	執行管理を徹底するための工夫・取組	進捗管理表の作成、スケジュール管理、職員会議（打合せ）の実施、決裁ルートの見直し等	129	21.8
②	職員の知識不足や経験不足に起因するミスを防ぐための工夫・取組	研修の受講、マニュアルの作成、確実な引継ぎ、ノウハウの継承、会計センターとの相談体制等	102	17.2
③	チェック不足に起因するミスを防ぐための工夫・取組	ダブル・クロスチェックの実施、チェックリストの活用、チェック担当者の明確化・複数人化等	271	45.8
④	その他の工夫・取組	職場内のコミュニケーション・相談体制の強化、執務環境の改善（机の配置、書類の整理）、情報共有の工夫等	90	15.2
合計			592	100.0

表-1を見ると、全体の約半数の取組が、「③チェック不足」に関するものであり、多くの機関で複数人による「ダブルチェック」や「チェックリスト」を利用してのチェックを行っていました。また、従来から行っていることではありますが、職員ごとにチェックのマーカ色を変えるなどチェックの「見える化」の工夫をして、着実なミス防止に取り組んでいます。

次に多かった取組が、「①執行管理」に関するものです。「予算執行管理表」、「点検リスト」や「支出負担行為補助簿」など名称は様々ですが、各機関の業務内容に合致した「執行管理表」を作成し、事務手続に遺漏や遅延がないかを確認するとともに、職場内での情報共有を図り、執行状況の管理を徹底しています。

「②職員の知識不足」及び「④その他」に関する取組としては、各機関に必要な「マニュアル」や「年間スケジュール表」を作成し確実な業務執行へつなげるもの、支出証拠書の編冊の際に、支払一覧表を目次として活用し効率性を高めるものなど、初任者でもわかりやすく、少人数職場でもフォローが容易にできるような仕組みづくりの工夫を行っています。

また、会計局、特に会計センターとの相談体制についての事例が数多くありました。職場内だけでは解決できない疑義を事前に相談し、指導・助言を得られていることは、各機関のミス防止において大きな力となっています。

次の表-2は、取組事例の中から、比較的、各機関共通で該当すると思われる事例とその取組効果について抜粋したものです。表-3には、取組事例の多かった「③チェック不足」によるミスを防止するため、実際の取組で使用している様式の例を掲載しましたので、参考にしてください。

表-2 取組事例と取組効果

取組事例の内容	取組の効果
①執行管理を徹底するための工夫・取組	
補助事業の執行について、「補助事業等予算執行管理表」を作成することにより、各係長等をはじめ複数職員で管理・確認し、執行管理を徹底する。	進捗状況を把握することにより執行管理がしやすくなるとともに、複数によるチェック、情報共有を図ることで不適正な事務処理を防止できる。
財務事務の適正化の徹底を図るため「点検リスト」を作成した。このリストは、補助金・委託事業ごとに基本的な内容を記載するとともに、点検欄として交付決定(契約)及び支出負担行為年月日、今後の予定を入力する。	事務手続の時期の管理という点で、一定の効果がある。
支出負担行為決議を行う都度、決議日・支出予算科目・使途・金額・相手方・支払日を入力する「支出負担行為補助簿」を作成する。使途別の予算管理にも使用する。	予算残額がリアルタイムで把握できるため、正確で計画的な予算執行ができる。
②職員の知識不足や経験不足に起因するミスを防ぐための工夫・取組	
工事事務において、電子入札等も含めた作業手順・確認手順・初任者がミスを起こしやすい点などを記した「工事事務補完マニュアル」を作成し常に確認する。	このマニュアルを確認しながら事務を行うことにより、確実性と処理効率上がり、大きなミスは発生していない。
年間行事計画表を活用し、事務手続が必要な時期と業務項目が一目でわかる「会計事務年間計画表」を作成する。	初任者にもわかりやすく、必要な業務をあらかじめ確認することにより事前準備ができ、手続漏れが防止できる。
各種会計関係研修会資料、会計局作成の契約関係チェック表や会計センターだよりなどをマニュアルとして1冊にまとめ、誰もがいつでもすぐに確認できるよう整備する。	「見える化」したことで必要な情報が探しやすくなる。
③チェック不足に起因するミスを防ぐための工夫・取組	
会計処理の誤り防止策として、「会計処理項目チェックリスト」を作成し、このリストに基づきダブルチェックを行う。	チェックリスト項目について、ミス防止を図ることができる。
書類を複数人でチェックする際、係員ごとにチェック箇所を分担する。	チェック箇所が明確化され、チェックの確実性が高まる。
月例支払案件を一覧にした「月例支払チェックシート」を作成し、事業担当者と予算執行担当でダブルチェックを行う。	ダブルチェックにより支払遅延等を未然に防止できる。
④その他の工夫・取組	
支出の処理期限や指定金融機関へ行く日を明確にするため、確認表や壁掛けカレンダーの日付に赤丸表示するなど、職員誰もが目視で確認できるようにする。	特に小規模機関では、会計担当者の急な出張や休暇のフォローが容易になる。
支出証拠書を編冊する際、当月の支払一覧を支払日ごとに作成し、目次として活用する。	参照したい支出証拠書を探す時間が短縮でき、効率化を図ることができる。
会計帳票の所在を明確にするため、財務会計出力帳票をカラー用紙にプリントする。	会計帳票であることが一目でわかるため書類の中から見つけやすく、回議遅延を防止できる。

※提出された事例の抜粋、類似事例の統合等を行い作成

表-3 「③チェック不足」に起因するミスを防止するための工夫・取組様式例

ア 旅費チェックに関するもの

旅行命令精算状況表

起票者	出張日	用務	目的地	命令番号	精算番号	直行直帰区分	交通機関	備考	担当承認日	補佐承認日	所長承認日

イ 物品購入・支払チェックに関するもの

物品購入管理簿

購入 何 番 号	購入 何 起 案 日	見 積 書 提 出 日	購 入 日 納 入 日	購 入 (修 理) 物 品	購 入 先 等	金 額	購 入 担 当 者	確 認 欄			
								支 出 負 担 行 為 番 号	支 払 担 当 者		所 長
									購 入 何 確 認 日	支 払 日	

ウ スケジュール管理に関するもの

月間予定表

○月計画表

日	支出関係	収入関係	契約関係	予算・決算関係	行事・その他
1					
2					
(中 略)					
30					
31					

エ 収入調定チェックに関するもの

調定項目チェック表

調定名	
調定日	平成 年 月 日
相手方	
納期限	平成 年 月 日

チェック事項	チェック内容	担当	副担当	補佐	所長
1 案件の再チェック					
	調定名の確認 (他の調定と混同又は誤認していないか)				
	調定額の確認① (法改正等により額に変更が生じていないか)				
	調定額の確認② (算出方法・計算に誤りはないか)				
	相手方の確認 (正しい相手方か、法人の名称等に変更はないか)				
	調定する歳入科目は正しいか				
2 財務会計システム入力時のチェック					
	調定名・相手方・金額、全ての項目に誤りがないか				
	調定決議日は正しいか				
	納期限は正しく設定されているか				
	歳入科目コードが新年度で変更になっていないか				
	条文や規則等を引用した場合、誤りはないか				
3 決裁時のチェック ※必ず出力帳票で確認すること					
	案件の確認 (チェック表と出力帳票は同一内容か)				
	裏付け資料の確認 (1の再チェック箇所は正しく判断されているか)				
	調定決議書の決裁区分に誤りはないか				
	納付書に誤りはないか				

全てのチェックが完了しているか					
-----------------	--	--	--	--	--

所長		確認日
		・ ・
補佐		確認日
		・ ・

副担当		確認日
		・ ・
担当		入力/確認日
		・ ・

※提出された事例様式の抜粋及び一部加工を行い作成

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
屋代南高等学校	平成27年2月6日
北信労政事務所	平成27年2月6日
諏訪警察署	平成27年2月10日
花田養護学校	平成27年2月10日
長野ろう学校	平成27年2月13日
稲荷山養護学校	平成27年2月13日
県立長野図書館	平成27年2月17日
安曇養護学校	平成27年4月23日
岡谷東高等学校	平成27年4月23日
佐久家畜保健衛生所	平成27年4月27日
蓼科高等学校	平成27年4月27日
野菜花き試験場	平成27年5月20日
野菜花き試験場佐久支場	平成27年5月20日
若年者就業サポートセンター	平成27年5月20日
機動捜査隊	平成27年5月21日
長野食肉衛生検査所	平成27年5月21日
田川高等学校	平成27年5月27日
池田工業高等学校	平成27年5月27日
佐久技術専門学校	平成27年5月28日
上田染谷丘高等学校	平成27年5月28日
北信消費生活センター	平成27年6月2日
農業試験場	平成27年6月2日
果樹試験場	平成27年6月2日
病虫害防除所	平成27年6月2日
更級農業高等学校	平成27年6月3日
長野商業高等学校	平成27年6月3日
農業大学校	平成27年6月4日
土尻川砂防事務所 *	平成27年6月4日
中信教育事務所	平成27年6月9日
林業総合センター	平成27年6月9日
飯田技術専門学校	平成27年6月10日
飯田警察署	平成27年6月11日
南信農業試験場	平成27年6月11日
監査委員事務局	平成27年6月12日

(注) *印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

飯山高等学校	平成27年6月16日
北信保健福祉事務所	平成27年6月16日
諏訪保健福祉事務所	平成27年6月18日
富士見高等学校	平成27年6月18日
駒ヶ根工業高等学校	平成27年6月24日
看護大学	平成27年6月24日
千曲建設事務所 *	平成27年7月7日
須坂建設事務所 *	平成27年7月9日
北信教育事務所	平成27年7月13日
諏訪地方事務所 *	平成27年7月16日
諏訪農業改良普及センター	平成27年7月16日
森林政策課	平成27年7月22日
信州の木活用課	平成27年7月22日
財産活用課	平成27年7月22日
文化政策課	平成27年7月22日
山岳高原観光課	平成27年7月24日
観光誘客課	平成27年7月24日
県民協働課	平成27年7月24日
くらし安全・消費生活課	平成27年7月24日
県立大学設立準備課	平成27年7月24日
次世代サポート課	平成27年7月24日
森林づくり推進課	平成27年7月27日
産業政策課	平成27年7月27日
労働雇用課	平成27年7月27日
私学・高等教育課	平成27年7月27日
税務課	平成27年7月27日
こども・家庭課	平成27年7月27日
産業立地・経営支援課	平成27年7月29日
ものづくり振興課	平成27年7月29日
人材育成課	平成27年7月29日
農業政策課	平成27年7月29日
職員課	平成27年7月29日
総務事務課	平成27年7月29日
園芸畜産課	平成27年7月29日
建設政策課	平成27年7月30日
道路管理課	平成27年7月30日
道路建設課	平成27年7月30日
農業技術課	平成27年7月30日

秘書課	平成27年7月30日	障がい者支援課	平成27年8月19日
農村振興課	平成27年7月30日	健康増進課	平成27年8月19日
都市・まちづくり課	平成27年8月3日	保健・疾病対策課	平成27年8月19日
建築住宅課 *	平成27年8月3日	市町村課	平成27年8月19日
施設課 *	平成27年8月3日	地域振興課	平成27年8月19日
リニア整備推進局	平成27年8月3日	議会事務局	平成27年8月20日
人権・男女共同参画課	平成27年8月3日	特別支援教育課	平成27年8月20日
国際課	平成27年8月3日	文化財・生涯学習課	平成27年8月20日
総合政策課	平成27年8月3日	会計局	平成27年8月20日
農地整備課	平成27年8月3日	消防課	平成27年8月20日
河川課	平成27年8月5日	危機管理防災課	平成27年8月20日
環境政策課	平成27年8月5日	大阪事務所	平成27年8月26日
生活排水課	平成27年8月5日	大阪観光情報センター	平成27年8月26日
情報政策課	平成27年8月5日	蘇南高等学校	平成27年8月26日
広報県民課	平成27年8月5日	名古屋事務所	平成27年8月27日
職員キャリア開発センター	平成27年8月5日	名古屋観光情報センター	平成27年8月27日
砂防課	平成27年8月6日	木曽警察署	平成27年8月27日
水大気環境課	平成27年8月6日	畜産試験場	平成27年8月27日
環境エネルギー課	平成27年8月6日	北信地方事務所 *	平成27年8月31日
交通政策課	平成27年8月6日	北信農業改良普及センター	平成27年8月31日
財政課	平成27年8月6日	佐久建設事務所 *	平成27年9月1日
教育政策課	平成27年8月11日	佐久保健福祉事務所	平成27年9月1日
義務教育課	平成27年8月11日	佐久平総合技術高等学校	平成27年9月1日
保健厚生課	平成27年8月11日	佐久地方事務所 *	平成27年9月2日
健康福祉政策課	平成27年8月11日	佐久農業改良普及センター	平成27年9月2日
地域福祉課	平成27年8月11日	東信会計センター	平成27年9月2日
人事課	平成27年8月11日	下伊那地方事務所 *	平成27年9月8日
情報公開・法務課	平成27年8月11日	下伊那農業改良普及センター	平成27年9月8日
行政改革課	平成27年8月11日	飯田保健福祉事務所	平成27年9月9日
自然保護課 *	平成27年8月18日	飯田児童相談所	平成27年9月9日
教学指導課	平成27年8月18日	飯田建設事務所 *	平成27年9月9日
心の支援課	平成27年8月18日	松本地方事務所 *	平成27年9月14日
資源循環推進課	平成27年8月18日	松本農業改良普及センター	平成27年9月14日
医療推進課	平成27年8月18日	中信会計センター	平成27年9月14日
食品・生活衛生課	平成27年8月18日	松本保健福祉事務所	平成27年9月15日
薬事管理課	平成27年8月18日	松本建設事務所 *	平成27年9月15日
介護支援課	平成27年8月18日	塩尻警察署	平成27年9月15日
高校教育課	平成27年8月19日	長野建設事務所 *	平成27年9月17日
スポーツ課	平成27年8月19日	北信建設事務所 *	平成27年9月17日
警察本部	平成27年8月19日		

(2) 書面監査

監査実施機関名	工業技術総合センター精密・電子技術部門	飯山北高等学校
人事委員会事務局	工業技術総合センター環境・情報技術部門	下高井農林高等学校
労働委員会事務局	工業技術総合センター食品技術部門	中野立志館高等学校
上小地方事務所 *	工科短期大学校	中野西高等学校
上伊那地方事務所 *	長野技術専門学校	須坂商業高等学校
木曾地方事務所 *	松本技術専門学校	須坂東高等学校
北安曇地方事務所 *	岡谷技術専門学校	須坂高等学校
長野地方事務所 *	伊那技術専門学校	須坂園芸高等学校
消防学校	上松技術専門学校	北部高等学校
消防防災航空センター	東信労政事務所	長野吉田高等学校
松本空港管理事務所	南信労政事務所	長野高等学校
東京事務所	中信労政事務所	長野西高等学校
短期大学	信州首都圏総合活動拠点	長野東高等学校
中信消費生活センター	上小農業改良普及センター	長野工業高等学校
南信消費生活センター	上伊那農業改良普及センター	長野南高等学校
東信消費生活センター	木曾農業改良普及センター	篠ノ井高等学校
男女共同参画センター	北安曇農業改良普及センター	松代高等学校
中央児童相談所	長野農業改良普及センター	屋代高等学校(附属中学校)
松本児童相談所	水産試験場	坂城高等学校
諏訪児童相談所	伊那家畜保健衛生所	上田千曲高等学校
佐久児童相談所	飯田家畜保健衛生所	上田高等学校
波田学院	松本家畜保健衛生所	上田東高等学校
女性相談センター	長野家畜保健衛生所	丸子修学館高等学校
上田保健福祉事務所	林業大学校	東御清翔高等学校
伊那保健福祉事務所	上田建設事務所 *	望月高等学校
木曾保健福祉事務所	諏訪建設事務所 *	小諸商業高等学校
大町保健福祉事務所	伊那建設事務所 *	小諸高等学校
長野保健福祉事務所	木曾建設事務所 *	軽井沢高等学校
公衆衛生専門学校	安曇野建設事務所 *	岩村田高等学校
須坂看護専門学校	大町建設事務所 *	野沢北高等学校
福祉大学校	犀川砂防事務所 *	野沢南高等学校
精神保健福祉センター	姫川砂防事務所 *	小海高等学校
総合リハビリテーションセンター	南信会計センター	茅野高等学校
上田食肉衛生検査所	北信会計センター	諏訪実業高等学校
松本食肉衛生検査所	東信教育事務所	諏訪清陵高等学校(附属中学校)
動物愛護センター	南信教育事務所	諏訪二葉高等学校
環境保全研究所	総合教育センター	下諏訪向陽高等学校
千曲川流域下水道事務所 *	県立歴史館	岡谷南高等学校
計量検定所	体育センター	岡谷工業高等学校
工業技術総合センター		辰野高等学校

箕輪進修高等学校	南安曇農業高等学校	千曲警察署
上伊那農業高等学校	穂高商業高等学校	上田警察署
高速高等学校	大町高等学校	小諸警察署
伊那北高等学校	大町北高等学校	佐久警察署
伊那弥生ヶ丘高等学校	白馬高等学校	軽井沢警察署
赤穂高等学校	長野盲学校	茅野警察署
松川高等学校	松本盲学校	岡谷警察署
飯田高等学校	松本ろう学校	伊那警察署
飯田風越高等学校	長野養護学校	駒ヶ根警察署
飯田OIDE長姫高等学校	伊那養護学校	阿南警察署
下伊那農業高等学校	松本養護学校	松本警察署
阿智高等学校	諏訪養護学校	安曇野警察署
阿南高等学校	若槻養護学校	大町警察署
木曾青峰高等学校	上田養護学校	鑑識課
塩尻志学館高等学校	寿台養護学校	科学捜査研究所
梓川高等学校	飯田養護学校	交通機動隊
松本工業高等学校	小諸養護学校	高速道路交通警察隊
松本県ヶ丘高等学校	飯山養護学校	東北信運転免許課
松本美須ヶ丘高等学校	木曾養護学校	中南信運転免許課
松本深志高等学校	長野中央警察署	機動隊
松本蟻ヶ崎高等学校	飯山警察署	警察学校
松本筑摩高等学校	中野警察署	自動車警ら隊
明科高等学校	須坂警察署	
豊科高等学校	長野南警察署	

(注) 書面監査は、平成27年11月9日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
南信発電管理事務所 *	平成27年6月23日
企業局	平成27年7月13日

(2) 書面監査

監査実施機関名	
川中島水道管理事務所 *	
北信発電管理事務所 *	
松塩水道用水管理事務所 *	
上田水道管理事務所 *	

(注) 書面監査は、平成27年11月9日までに終了しました。

監査委員事務局